

ミニレター
あぜみち通信

平成18年9月1日
69号

編集・発行：愛知県農業会議

◎ **農業会議平成年18度第1回総会開かれる（別紙1）**

総会後には研修会を開催

農業会議の平成18年度第1回総会が8月28日愛知県水産会館において多数の来賓と会議員等の出席を得て開催されました。

齋藤宏一副会長の開会の言葉に続き、石原一則副会長が会長挨拶をしました。

その挨拶の中で「農地と担い手を守り活かす運動を推進し、農業農村の現場に軸足をおいた、活動を進めよう」と会議員に呼びかけられました。

第1号議案 平成17年度事業報告の承認について

第2号議案 平成17年度歳入歳出決算の承認について

の2議案につきましては原案通り承認されました。また別紙1の申し合わせ決議につきましても神谷昭八知多支部長の提案どおり決定されました。

また、来賓祝辞の中で神田愛知県知事は、「担い手の確保と育成及び農地の有効利用について農業委員会系統組織の活動に期待します」との趣旨の挨拶をされました。

総会終了後の午後1時から、名古屋大学竹谷裕之教授から「これからの農業経営の在り方について」と題して講演がありました。多数の方々が熱心に聴講され明日からの農業委員会活動に活かして欲しいと思います。

◎ **豊橋市農業委員会が建議及び要望活動（要望書全文別紙2に掲載）**

8月28日豊橋市農業委員会の中島会長から8項目の「平成19年度農業施策に関する要望書」が農業会議石原副会長に手渡されました。なお、7月17日には豊橋市役所において豊橋市長さんに建議書が手渡されました。この関連ニュースにつきましては全国農業新聞の8月25日号「あいち」のページをご覧ください。

この建議活動は農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づいて、豊橋市農業委員会が昭和48年から33年間毎年実施されています。各農業委員会におかれましても農政が大きく転換するこの時期にこうした活動をすることは大変重要な任務であると存じますのでご検討下さい。

◎ **WTO農業交渉ついに凍結となり要注意のEPAが動き出す**

スイスのジュネーブで開かれていたWTO閣僚会議は農産物輸入国と輸出国との利害関係が対立したり、米国は大統領選挙の中間選挙を11月に控えており、最近支持率がじり貧のブッシュ政権は国内農業保護と各国に対する関税削減要求を強硬

に唱えたため、無期限の凍結となりました。

ところが、東南アジア諸国連合（ASEAN）を中心とした16カ国によるEPA（地域連携協定）が急浮上してきました。我が国の国内事情からすれば、農産物を対象品目から除外すべきだと思います。

◎ 常任会議員会議（8月）の審議状況と「30分勉強会」

8月16日開催された常任会議員会議では、知事諮問案件として農地法第4条に基づく転用事案44件30,254平方メートル、第5条に基づく転用事案294件214,305平方メートルが審議され、いずれも原案どおり許可することを相当と認め、答申しました。

なお、常任会議員会議の諮問案件終了後毎回事務局よりその時々々の農政課題について会議員の意見をお聞きするために、この小誌及び「全国農業新聞」の内容をもとに諸情勢を報告しています。たった30分の勉強会ですが何事も積み重ねが大切です。こうした取り組みを全ての農業委員会において実施していただくようお願いします。

◎ 農業委員等研修会開催される

農業会議が主催する平成18年度農業委員・農業委員会職員研修会は、8月7日の半田市内（アイブラザ半田）で開催しました知多支部の研修会を皮切りに、8月8日は西三河・豊田加茂地域を安城市内（安城文化センター）において開催し、8月11日には尾張・名古屋地域を稲沢市内（稲沢市民会館）において開催しました。

各会場とも猛暑の時期に遭遇しましたが、活発な質疑も行われ大変有意義な研修会になりました。特に（担い手経営安定対策）への関心は強く、この対策に関連した質問が各会場であり講師からの丁寧な指導がありました。なお、東三河・新城設楽地域については来る9月5日に豊川市勤労福祉会館にて開催され、海部地域については11月26日飛島村中央公民館にて開催されます。多くの委員さんの出席をお願いします。

◎ 相続税納税猶予と担い手経営安定政策との関係

ここでは農作業受委託と相続税納税猶予の関係について述べます。

8月30日現在の動向については、担い手経営安定対策はいわゆる認定農業者である「担い手」を確保育成していくことが最大の目的でありますので、どうしても担い手に比重がかかることとなります。当初の考え方は委託者と受託者が折半で経営リスクを負うこととしていましたが、今現在は担い手にほんの少し比重のかかる内容となっています。（平成18年8月6日付け愛農会議第355号にて連絡済み）この方法で進めていくこととして了解を得たのが今のところ刈谷税務署と豊田税務署です。JAあいち中央会が中心となり各税務署と個別に相談を進めていきますので、今少し時間がかかりますことをご了承下さい。

この小誌にて続報を計画して参りますのでご利用下さい。

◎ 野菜の経営安定対策

野菜経営安定対策は、契約取引の推進、需給調整の的確な実施、価格安定制度の3点が主な対策となるもよう。特に価格安定制度では、安定的・継続的に野菜の生産・出荷に努力している産地を重点的に支援するとし、産地の担い手として、認定農業者と準ずる者を「安定的・継続的生産者」として対象者にすることとなっているようです。まだ完全な情報ではありませんが情報が入り次第おつなぎしてまいりますので了承下さい。

◎ 農林水産省来年度概算要求

8月24日の段階で前年比134%増の3兆1514億円の概算要求を決定しました。ここから財務省の切り込みがかけられます。とにかく米対策に4,130億円が投入されますので残りの額を農林水産業全般にてぶんどり合戦を繰り広げますので大変なことです。まだ詳しい情報は入手していませんが特に農業委員会関係予算についてはしっかりとした対応を進める必要があります。随時情報を各農業委員会におつなぎして参りますのでよろしくお願ひします。

◎ 全国農業新聞の普及拡大に格別のご協力をお願いします

全国農業新聞の8月の普及部数は、3,454部となりました、昨年の12月1日と比べると671部の減少となっています、全農業委員さんと事務局職員のみなさんによる増部活動を是非お願ひします。

毎度同じことを書きたてて申し訳ありませんが、情報事業（全国農業新聞・全国農業図書）は、農業会議と農業委員会、農業委員会と農業委員さん、農業委員さんと地域の農業者との深い関わりで保たれています。日頃の活動の裏返しのようなものであると思います。大幅な減部という結果については我が組織全体の問題として十分反省し日頃の活動に活かしていく必要があります。

◎ 日本の自給率8年連続40%

もし農政に興味を持っている方であれば、今日本の自給率が40%（カロリーベース）に？マークを付けるでしょう、農林水産省は8月10日05年度の食糧自給率が40%だったと発表しました。これは98年度から8年連続の横ばい、昨年3月閣議決定した食料・農業・農村基本計画では15年度までに45%に引き上げる目標を掲げていますが、よほどの努力が必要でしょう。

◎ 安心あいち米の初出荷

J A海部南部で今年初収穫した「あきたこまち」が8月16日初出荷されました。この日初出荷されたのは1,247袋（1袋30Kg）出荷に先立って行われた初検査では一日検査員を任命されたミス弥富の服部衣芳さんが「一等です」と格付けし（全量一等）トラックで送り出されました。今後愛知県内では「コシヒカリ」「あいちのかおり」と出荷が続いていきます。

◎ **愛知県担い手育成総合支援協議会が総会開催**

昨年4月11日設立されたこの協議会は、認定農業者の確保育成と、県内各地域に設置される地域協議会の設立指導と事業実施における協力を目的に。設置され一年が経過しました。現在認定農業者は（6月末現在）3293人（経営体）となっており今年度中には4200人（経営体）にするという計画を持っていますので、関係各位のご指導と、ご協力をお願いします。また、地域協議会についても現在26協議会が設立されていますが、これを31協議会（広域協議会もありますので該当市町村数は51市町村です。）にするよう努力して参りますので、この点についてもよろしくご協力下さい。

◎ **輸入再開後初の米国産牛肉が到着**

BSE（牛海綿状脳症）の危険部位（背骨）の混入で今年1月から輸入が停止されていた米国産牛肉が8月7日成田空港に到着した。

総重量はおよそ5.1トン、農林水産省・厚生労働省等が全量検査を実施した後外資系輸入業者が全量引き取った。

米国産牛肉については、安全性について消費者の不振が根強いことから、輸入が本格化するには時間がかかるものと思われます。

◎ **愛花協だより（知事お祝いメッセージ、会長色紙贈呈）**

田原市 花井弘之さん・崇子さん 8月27日 挙式

ご結婚おめでとうございます、一層のご活躍とご多幸を祈ります。

◎ **今後の主な行事予定**

- 9月 1日（金） 農地地図情報及び農地基本台帳システム活用・普及推進検討会（白壁庁舎）
- 9月 4日（月） 三河地域認定農業者研修会（白壁庁舎）
- 9月 5日（火） 東三河・新城設楽地域農業委員等研修会（豊川市勤労福祉会館）
- 9月 5日（火） 都道府県農業会議事務局長会議（参議院議員会館）
- 9月 7日（木） 愛知県開発審査会（愛知県議会議事堂）
- 9月 7日（木） 尾張地域認定農業者研修会（名古屋市能楽堂）
- 9月 8日（金） 全国農業新聞担当女性職員研修会（白壁庁舎）
- 9月14日（木） 愛知県農家花嫁花婿対策連絡協議会第2回幹事会（白壁庁舎）
- 9月19日（火） 常任会議員会議（白壁庁舎）

『農地と担い手を守り活かす運動』の取り組み強化に関する申し合わせ決議

われわれ農業委員会系統組織は、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋」との組織理念のもとに、農地の有効利用、担い手の確保・育成を柱とする業務に取り組んでいるが、農業経営基盤強化促進法等の改正を踏まえ、より具体的な成果を求められている。

このため、農業委員一人ひとりが、農業者代表としての共通の自覚と誇りを持って、組織運動である「農地と担い手を守り活かす運動」の実践により、認定農業者等への農地利用集積、集落営農の組織化、遊休農地・耕作放棄地の発生防止・解消への取り組みを通じて、活力ある地域農業を構築していかなければならない。

よって、われわれは、下記の取り組みについて、一層の活動強化を図ることをここに申し合わせ、決議する。

記

- 1 農地パトロールを実施し、遊休・耕作放棄地の解消と発生防止を推進しよう。
- 2 認定農業者等の確保・育成と農地の利用集積を積極的に進めよう。
- 3 全農業委員会で地域の課題に対応した活動計画を作成し、その実現に向けた活動を展開しよう。
- 4 農業者年金の加入促進と全国農業新聞、全国農業図書の購読部数の拡大を図ろう。

以上

平成18年8月28日

愛知県農業会議総会



平成 19 年度農業施策に関する要望書

豊橋市農業委員会

愛知県農業会議

会長 吉川 博 様

豊橋市農業委員会

会長 中島 晋

日本経済は、バブル崩壊後の金融不安とデフレーションを伴う長期停滞を脱し、緩やかな回復基調にあり、特に上場企業の企業収益は 3 期連続の増収増益を記録している。こうした経済指標の明るさにも拘らず、こと農業分野においては未だに明るい兆しが見えてこない。後継者や担い手農家の不足、農産物価格の低迷、そして遊休農地の増加など大きな課題が山積している。特に、輸入農産物の増加や食品流通の劇的な構造変化に起因する農産物価格の慢性的な低迷は農家所得の下落を招き、農家経営は毎年ジリ貧を余儀なくされる現状となっている。追い討ちをかけるように、最近の原油の高騰は燃料用重油の高騰や各種生産資材の値上がりを通じて、施設園芸農家を中心に多大な影響を及ぼしており、凶らずも、今日の農業がいかに石油に依存しているかを白日の下にさらすこととなった。

国の外に目を向けるに、現在、WTO 農業交渉が進められているが、日本と EU、米国、有力途上国グループの対立構造は解消されず、日本にとって重大な関心事である米を中心とした関税率の引き下げについても不透明な状態が続いている。日本の農産物関税率は主要品目である米麦・砂糖等を除けば、平均でも 12%、当地で盛んな野菜や花卉にいたっては全く関税に守られていないのが実情である。従って WTO 農業交渉の行方に拘らず、わが国の農家の多くは、すでに輸入農産物と同じ土俵の上で戦っている訳であり、決して農業が手厚い保護の下に成り立っている訳ではないことを広く国民に理解していただくとともに、日本政府が主張する「多様な農業の共存」を基本理念とする「食料主権」の確立に向けて、なお一層の交渉努力を願ってやまない。

一方、国内に目を向けるに、平成 19 年度からは、昨年に関議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく品目横断的政策等の展開により、認定農業者等担い手農家に支援を集中させようとする国家施策がスタートする。しかしながら、日本農業の特色であり強みでもある「多様な担い手」の存在を忘れてはならない。「多様な農業の共存」のためには

「多様な担い手」の存在が必須である。認定農業者の基準には達しない意欲のある農家、今後増えると予想される定年帰農を希望する人々、新規就農を希望する人々等に対する支援施策が強く求められている。こうした悪条件の中にあっても、できれば次世代に、自分の子供に農業を継がせたいと思っている家族経営農家は多数いる。しかしながら、まさにそうした意欲ある農家であっても、自信を持って将来を語れるような農家は極めて少数である。そのような環境下にある農業に対して、自由経済の旗の下「勝ち組・負け組」と割り切ってしまうのは、社会的、文化的及び環境上の計り知れない損失を招くものと確信する。

国は「食料・農業・農村基本計画」において、カロリーベースの農業自給率を5年先伸ばし、平成27年までに45%にすることを決定した。国家にとって食料自給率の向上はもちろん重要な指標であるが、それを担う農家が求めるものは、農業所得の安定・増大と労働生産性の向上である。意欲のある担い手農家等に対して、知恵と工夫次第で将来の展望が開けると思えるような施策展開が何よりも重要である。

以上、上述したことを念頭に置きながら、以下の諸項目について関係機関に強く要請されたい。

1 食料主権の確立について

WTO協定は、多様な農業の共存をうたい、豊かさを享受するものとなっているが、現実的には生産刺激的な政策の禁止、輸入割当て、関税の引下げ、ダンピング輸出等が進展するなど大きな矛盾が生まれ、誰のためのWTO協定なのかが問われている。

ミニマムアクセス米を例にとっても、WTOがスタート以来、わが国では678万トンの米が輸入されたが、このうち政府によって国内販売されたものは半分以上の304万トンにすぎず、4分の1にあたる170万トンが不良在庫になっている。日本の農民には「売れる米づくり」を求める一方で、海外からは「売れない米」を輸入し続けているのである。

結局、WTO協定のもとで増えたものは、輸入農産物と減反だけである。1992年から2004年の間をみても、外米輸入は9万トンから77万トンに、生鮮野菜の輸入は26万トンから102万トンに大きく増加し、その一方では国内の農家戸数(経営体)は300万戸台から200万戸台に減少しているのである。短絡的なグローバリゼーションや市場経済万能主義は農産物価格の暴落や小規模農家の経営等の崩壊をもたらすだけである。

国際的に見ても、人口の2%を占めるにすぎない日本が、貿易に出回る農産物の10%を買い占めている(例えば、小麦7%、大豆9%、トウモロコシ22%)という状況も、食料自給率がわずか40%しかないという現状も異常な状況であり、一部の国々の食料確保さえ脅か

しているのが現実である。

世界の飢餓人口を半減させるという国際社会での公約の責任と、日本の異常とも言える食料自給率の低さを根本的に解決する方向は、「食料主権」の確立であろう。香港での第5回WTO閣僚会議が開催される中、世界各国から押しかけた農民、労働者、消費者等が連日のように集会を行い、日本の全国農協中央会を含む43ヶ国の農業団体は「すべての国が食料主権を確実なものとするべきであり、貿易ルールは供給管理やセーフガード措置を含む食料主権、食料供給及び価格の安定化に資する政策・措置を認めるものでなければならない。」とする内容を盛り込んだ共同宣言を合意、発表した。2004年に開かれた国連第60回人権委員会でも、各国政府に対し食料に対する権利を尊重し、世界貿易システムのアンバランスや不公平に対し緊急の対処が必要であると勧告している。この勧告は日本を含む51ヶ国の圧倒的多数の賛成で採択され、異論を唱えたのはアメリカ、オーストラリア(棄権)だけであったことをみても、世界の大多数の国や地域がWTO協定の改正と食料主権のビジョンを受け入れつつあることを示しているのである。

そこで、そのような国際情勢等を踏まえ食料主権の確立を図るため、以下について関係機関へ働きかけるよう要請する。

(1) 食料主権の確立について

人々、コミュニティ及びそれぞれの国が、固有の状況に対して、環境、社会的、経済的及び文化的に、適切な農業、労働、漁業、食料及び土地に関わる政策を自分自身で明確に決定し、多様な経済の共存を尊重する食料主権を確立すること。

(2) WTO協定の改正等について

農産物輸出国や巨大な多国籍企業の利益を優先するのではなく、国内生産者と消費者を保護するための公正な貿易ルールの確立のため、WTO協定を根本的に改正すること。

また、FTA交渉等においても相互の国の農業の共存を尊重すること。

(3) セーフガードの的確な発動について

洪水のように流入する輸入農産物の増加のため、国内農産物の価格は久しく低迷を続けており、農家経営はまさに危機的状況にある。

そこで、持続可能な生産を維持するためにも、的確で速やかなセーフガードを発動すること。

(4) 食料自給率の向上について

国内の生産者と消費者を保護するためには、輸入をコントロールすることが大切で

あり、併せ、各地域の食文化を守り、発展させるとともに、食料自給率の向上を図る上で、家族経営や小規模農家の果たす役割は非常に大きい。

生命維持に必要な最低限の食料自給は国家としての義務であり、国民の安定的な食料確保を図るためにも、確実に自給率向上を図ること。

2 食の安全・安心について

食の安全・安心については、食育の推進などいろいろな形で関心が高まっている。また、愛知県の「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」にも、安全で良質な農産物が確保され、自然災害から守られ、緑と水に恵まれた環境の中で生活できることは、安全で安心できる豊かな暮らしの基本であるとされ、農林水産物を生産する者、消費し又は利用する者の役割であることを期待している。

このような情勢の中、生産者としては食の安定と信頼を確保するための努力を行うとともに、以下について関係機関へ働きかけるよう要請する。

(1) 食料の安全性確保のための諸制度の早期確立について

農薬取締法や食品衛生法の改正等により、生産者の農薬安全使用に対する意識は一段と高まるとともに、消費者においてもBSEや鳥インフルエンザの発生、そして食品表示偽装や違法残留農薬の発覚等を契機に、近年、食料の安全性に対する意識が高まっている。

そこで、加工食品や外食産業等も含め、更なる厳格な原産地表示の法令化等、食料の安全性確保のための諸制度を早期確立すること。

(2) 輸入農産物に対する検疫強化について

外国からの輸入品が多くなるにつれて、従来、わが国には発生や発症事例のなかったシルバーリーフコナジラミなどスリップス系害虫やBSEなど家畜伝染病が持ち込まれ、わが国の農畜産物生産の維持に大きな支障が生じている。また、消費者サイドにおいても、輸入農畜産物等に起因する人畜共通伝染病の国内への侵入や違法残留農薬の発覚など、大きな問題となっている。

そこで、こうした動植物の病虫害の侵入や違法残留農薬農産物等の流入を未然に防ぐため、早急に検疫制度を強化すること。

3 安定的農家経営の継続のための諸制度の確立について

昨年、国は新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定するとともに、具体的施策の展

開の一環として経営所得安定対策等大綱を示すなど、やる気と能力ある担い手農家等を中心とした農業構造の確立を目指すことを明確にした。

しかしながら、同大綱の平成19年度からの導入に向けた取組みや、未だ具体的施策が示されていない野菜や果樹、畜産等部門における支援策等について、その情報不足から農業者や農業団体は大変困惑している。

また、豊橋市農業委員会が以前から主張しているように、農地や農村の持つ多面的機能の発揮や環境保全、そして自給率の向上等に、中小農家が重要な役割を担っていることを認識するとともに、一部担い手農家だけへの支援集中でなく、すべての意欲ある農家に対する強力な支援が不可欠である。

そこで、以下の諸施策の実現に向けて、関係機関に対し強く働きかけるよう要請する。

(1) 意欲ある農家すべてに対する支援について

国が示したように、担い手として位置付けられる認定農業者等だけで食料自給率を向上させ、国民に安心・安全な農産物を安定供給するということに対し、大きな不安を感じざるを得ない。

そこで、中小農家の担う役割を再認識し、意欲ある農家すべてに対し支援が行き届くような諸制度を推進すること。

(2) 農家経営の安定について

農業は、気温、風雨などの自然条件の影響を強く受けやすく、農業技術の発達した今日においても、生産量や品質における大きな変動が避けられない。また、収穫までに長期間を要するものが多いため、需給事情の変動に即座に対応することも極めて難しい。

そこで、農家が将来にわたり安心して農業経営が継続できるように、例えば再生産可能な安定した農産物価格の補償制度を拡充するなど、意欲ある農家すべてを対象とした価格安定制度や所得保証制度を早急に確立すること。

4 豊川用水関連事業の促進及び支援について

豊川用水事業は、昭和22年農林省直轄、愛知用水公団、水資源開発公団、水資源機構と変遷しつつ、昭和43年に全面通水され、農業の発展に大きく貢献してきた。しかしながら、全面通水開始以来40年近くが経過し、近年、施設の老朽化の進行による漏水、破損事故等が顕著となり、適切な水配分や施設の安全性を維持することが難しくなっている。万一、不測の事態が生じた場合は、農業経営はもとより市民の生活用水や工業用水など

東三河地域に深刻な打撃を与えることが予想される。

そこで、以下について、早急に関係機関に働きかけるよう要請する。

(1) 豊川用水施設の改修及び維持管理の促進と支援について

安定した水資源確保のための取水施設、配水施設とも老朽化している。特に漏水の著しい石綿管(全長 354,213m のうち豊橋地区は約 135,000m)の改修は緊急を要す状況にある。

そこで、豊川用水施設の早期改修を望むとともに、これらの事業に係る地元負担金の軽減措置を継続すること。

(2) 豊川用水二期事業の早期完了と地元負担金の軽減について

慢性的な水不足状態の改善を図るため、大島ダムの建設、調整池の建設などを行ってきたが、農業形態の変動による水需要の増大、栽培作物の変化等に対応するため、水の安定供給は不可欠であり、二期事業(全体:H11~H27 事業費 2,250 億円 前期:H11~H20 事業費 1,120 億円)の早期完成と、それに係る地元負担金を軽減すること。

5 農地制度及び農業委員会制度の堅持について

近年、一部から農地制度や農業委員会制度に対する効率性偏重の見直し論が出されるなど、優良農地の確保や公平な農地行政の遂行が危惧される状況にある。

しかしながら、現行の農地制度及び農業委員会制度は、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、優良農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成等、国民への安定的な食料供給を担うにとどまらず、農地や農村の持つ各種多面的機能の発揮に寄与するなど重要な使命を担っており、その堅持は国民生活の安定確保にとって不可欠なものである。

よって、これらの制度を堅持するために、以下について関係機関へ働きかけるよう要請する。

(1) 農地制度の堅持について

農業への新規参入は現行制度で充分可能であり、農地取得要件や農業生産法人要件等についても要件緩和は不必要である。また、多様なニーズへの対応についても現行制度で充分可能であり、農地の保全や効率的利用においても、転用等規制緩和は不必要である。むしろ、目的外使用等の農地法違反者に対するペナルティー強化が必要である。

よって、優良農地の確保や効率的利用等のため、現行農地制度を堅持すること。

(2) 農業委員会制度の堅持について

地域農業の振興に果たす農業委員会の役割、機能を再確認するとともに、先の農業委員会法改正時における衆参両院農林水産委員会での「農業委員会の必置規制を堅持すること」等の附帯決議を踏まえ、今後とも農地関係法令業務の全国的な統一性、公平性、客観性等を確保するため、独立行政機関としての農業委員会制度を堅持すること。

(3) 農業委員会交付金の存続について

市町村合併の推進等による農業委員会数の大幅な減少と、質・量両面にわたる農地事務の増大などが課せられているにも拘らず、農業委員会交付金はその一部を一般財源化されるなど適正な農地行政の執行に支障が生じかねない状況にある。

そこで、独立行政機関として適正な農地行政の執行を確保するためにも、農業委員会交付金制度を存続するとともに交付金を増額すること。

6 各種法令の適正化等について

久しく続く農産物の価格低迷に加え、近年の原油高や資材高騰は農家経営を圧迫しており、安定的、継続的農業経営を展開していくためには税制面等各種法令の適正な運用が不可欠である。

そこで、安定的農家経営の存続を図るため、以下について関係機関へ働きかけるよう要請する。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度の存続と適用拡大について

安定的、継続的な農業経営を展開するためにも、納税猶予制度を存続するとともに、畜舎、温室等の農業施設及び農業生産用施設も対象に加えるなど、適用の拡大を図ること。

(2) 納税猶予制度に係る特例農地等の証明業務の見直しに伴う経費の財源措置について

租税特別措置法第70条の4及び第70条の6の規定による農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の制度に関し、国は「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱い(昭和51年7月7日構造改善局長通達)」等により、農業委員会が行うべき証明等について規定している。

それらを受け、農業委員会は、一部案件を除き適用年度及び最終年度の2回、証明のための現地確認を実施してきた。

しかしながら、平成17年の税制改正に伴い、平成17年4月1日以降に特例の適用を受けたものについては、平成21年2月1日以後において、同現地確認業務が3年ごと(計7回)実施することとなった。そのため、平成21年2月以後、市町村農業委員会においては相当の証明に係る確認業務量が増大することが明らかになった。

そこで、同証明業務に係るすべての経費について国が財源措置をするよう要望する。

(3) 譲渡所得における固定資産の交換の特例に係る適用要件の緩和について

わが国農業は国際化の荒波にさらされて、農家は優良農地の集積等による合理的・効率的な耕作管理が不可欠となっている。

そこで、農地流動化の促進を図るため、3人以上の間で行われる農地等の交換等についても固定資産の特例に適用するなど、その適用要件の緩和を要望する。

(4) ポジティブリスト制の適正な運用と対応支援について

農産物における残留農薬の安全性に対する関心が高まる中、農家は適正な病虫害防除や生産履歴の記帳を行うなど、日々、安全で安心な農産物の生産に取り組んでいる。

しかしながら、今年5月29日のポジティブリスト制の施行に伴い、野菜、果樹、水稲、など多種多様な農作物が混在している地域における農家や農業関係者は、農薬のドリフト対策で大変困惑している。

そこで、行政として、農家や消費者に対して制度の啓発など適正な運用ができるよう推進活動を行うとともに、関係機関と連携してドリフト対策に有効な防除システムを早急に確立すること。

7 農作物の登録農薬の確保等について

平成15年3月の改正農薬取締法の施行に伴い、農薬の使用規制が大幅に強化された結果、登録農薬、特にマイナー作物の登録農薬が激減した。本市を始めとする東三河地域においては多種多様な農作物が生産され、つまもの類などマイナー作物は重要な基幹作物に位置付けられているにも拘らず、登録農薬は極めて少ないというのが現状である。

そのため、愛知県や農業団体等の支援により経過措置による農薬確保も行われてきたが、本登録される農薬は少なく、今後ますます適正な病虫害防除の実施が困難な状況になるのではないかと危惧されている。

食の安全が叫ばれている現在、消費者に信頼される農産物生産のためには、適正な病虫害防除が重要であり、そのためには一定の種類農薬確保が不可欠である。

全国一の農業地帯を自負する東三河地域も、農産物価格の低迷や石油製品の高騰等も加わった多重苦による大打撃を受け、今、その存続に大きな危機を迎えようとしている。

そこで、登録農薬の確保を図るため、以下について早急に関係機関に働きかけられるよう要請する。

(1) 農作物に対する登録農薬の確保について

抵抗性対策等を考慮した効率的な病虫害防除対策には農薬のローテーション使用が不可欠であるが、農作物、特にマイナー作物の登録農薬は極めて少なく、適正な防除さえ困難な状況となっている。

そのような現状を踏まえ、経過措置農薬の本登録化等による登録農薬の確保・拡大を早急に図ること。

(2) 農薬登録のグループの見直し等について

例えばトマトに登録された農薬がミニトマトに使用できなかつたり、栽培期間の長さを見逃した一律的な使用回数の制限など、現行制度は非現実的な規制となっている面も多いため、早急に農家や農協等現場の声を反映した登録グループへの見直し等を進めること。

8 豊川の治水対策の促進について

本市の中心を流れる母なる川「豊川」流域の賀茂、下条及び牛川地区においては、霞堤と呼ばれる洪水調整機能により、大雨時には田畑へ水を入れて洪水の発生を回避している状況にある。

しかしながら、近年の経済発展や農業環境の進展により、家屋や農業施設への被害は甚大である。国土交通省の調査によれば、この地域は設楽ダムを建設しなくとも閉め切りができると報告されている。

そこで、これらの土地の有効活用等を図るためにも、霞堤の早期閉鎖の実現に向けて関係機関へ働きかけるよう要請する。

新たな時代を創る「情報活動」の展開

全国をカバーする農業委員会系統組織独自の情報媒体として、全国農業新聞と全国農業図書があります。

全国農業新聞、全国農業図書のいずれも農業委員会活動を強化・展開していくために創刊されました。今日においても全国農業委員会会長大会で普及推進に向けた申し合わせ決議を行い、農業委員会系統組織が取り組む「提案型」の情報活動の中核的な情報媒体として位置づけられています。



情報活動の功績表彰等を実施する全国情報会議（於：東京）

全国農業新聞

全国農業新聞は、農業委員会系統組織の農政活動を強化・推進していくための「組織情報紙」として 昭和27年1月1日に創刊され、農業委員が中心となって地域の農家などに普及しています。全国農業新聞の普及推進活動は、地域の農家から相談を受けることが多い農業委員の日常業務の中で、農業委員自らが取り組む農家への戸別訪問などの相談活動と併せ、一体的に推進している重要な活動です。

全国農業図書

全国農業図書は、農業委員業務必携、農業委員手帳をはじめ、農地制度の解説書など、農業委員会系統組織の活動をサポートするものです。また、農地や経営（担い手）対策などについて農業者や農業関係者の理解を促進する図書、農業者の経営改善に資する図書も発行しており、これらを普及することが系統組織の活動強化にもつながります。今後、国民の農業への理解と支持を得るための図書の刊行を強化していきます。

